



中国語原文	日本語仮訳
<p style="text-align: center;">中国人民银行有关负责人 就《跨境贸易人民币结算试点管理办法》 有关问题答记者问</p> <p>1、问：当前出台《跨境贸易人民币结算试点管理办法》的背景是什么？</p> <p>答：当前，受国际金融危机影响，美元、欧元等主要国际结算货币汇率大幅波动，我国及周边国家和地区的企业在使用第三国货币进行贸易结算时面临较大的汇率波动风险。同时，随着我国与东盟国家及内地与港澳地区的贸易、投资和人员往来关系迅速发展，以人民币作为支付手段的呼声越来越高。在当前全球金融危机的影响不断扩散的情况下，为顺应国内外市场和企业的要求，保持我国与周边国家和地区的正常贸易、为企业提供更多便利，国务院于2009年4月8日决定在上海市和广东省广州、深圳、珠海、东莞4城市先行开展跨境贸易人民币结算试点工作，境外地域范围暂定为港澳地区和东盟国家，并要求人民银行会同有关部门尽快制定出台《跨境贸易人民币结算试点管理办法》（以下简称“《办法》”）。</p> <p>2、问：试点管理的指导思想是什么？</p> <p>答：试点管理的指导思想是在保证风险可控的前提下，尽可能按照国际惯例制定《办法》，减少制度障碍，适当提供便利，严格贸易真实性审核，实行总量控制，稳步推进跨境贸易人民币结算试点。</p>	<p style="text-align: center;">中国人民銀行の関係責任者の 『クロスボーダー貿易人民元決済試行管理弁法』 の関係問題についての記者質疑応答</p> <p>1、問：今回『クロスボーダー貿易人民元決済試行管理弁法』が公布された背景は何か？</p> <p>答：現状、国際金融危機の影響を受け、米ドル、ユーロ等の主な国際決済通貨の為替相場は大幅に変動しており、我が国及び周辺国家と地区の企業は第三国の通貨を使用して貿易決済する際に比較的大きな為替変動リスクに直面している。同時に、我が国とアセアン国家及び大陸と香港マカオ地区の貿易、投資と人員の往来関係が迅速に発展していることに伴い、人民元を支払手段とする要請が高まっている。現在のグローバルな金融危機の影響が絶えず拡散している状況下において、国内外市場と企業の要求に順応し、我が国と周辺国家と地区の貿易の正常な発展を維持し、企業のために更なる利便性を提供するため、国务院は2009年4月8日に上海市と広東省の広州、深圳、珠海、東莞の4都市においてクロスボーダー貿易人民元決済試行業務を先行して展開すること、域外地域範囲は暫定的に香港マカオ地区とアセアン国家とすること、且つ人民銀行に關係部門とともにできる限り早く『クロスボーダー貿易人民元決済試行管理弁法』（以下、『弁法』という）を制定するよう要求した。</p> <p>2、問：試行管理の指導思想は何か？</p> <p>答：試行管理の指導思想は、リスクのコントロールを保證することを前提として、国際慣例に従い『弁法』をできるだけ早く制定、制度の障害を削減、適切に利便性を提供、貿易の真实性を厳格に審査、総量規制を執行し、クロスボーダー貿易</p>



<p>试点过程中，人民银行一方面通过现有的反洗钱及人民币存款账户管理制度对商业银行和试点企业加强监管，另一方面建立人民币跨境收付信息管理系统，逐笔收集并长期保存与跨境贸易人民币结算有关的各类信息，对人民币跨境收付情况进行统计、分析、监测。</p> <p>3、问：试点的地区是如何确定的？</p> <p>答：2008年，上海市和广东省政府先后向国务院提出希望在当地开展跨境贸易人民币结算试点。鉴于上海市和广东省在企业选择和政策配套等方面准备比较充分，国务院批准了上海市和广东省内的广州、深圳、珠海和东莞四城市率先进行试点工作。同时，明确境外试点地域范围暂定为港澳地区和东盟国家。</p> <p>4、问：试点企业是如何选取的？</p> <p>答：根据《办法》要求，试点地区的省级人民政府负责协调当地有关部门推荐跨境贸易人民币结算的试点企业，然后由人民银行会同财政部、商务部、海关总署、税务总局、银监会等有关部门进行审核，选择国际结算业务经验丰富，遵守财税、商务、海关和外汇管理各项规定，资信良好的企业参加试点。试点企业须如实注册、真实出资并在所在省市具有实际的营业场所，遵守跨境贸易人民币结算的各项具体规定。</p>	<p>人民币決済試行を着実に推進することである。</p> <p>試行プロセスにおいて、人民銀行は現有のアンチマネーロンダリング及び人民币預金口座管理制度を通じて商業銀行とパイロット企業に対し監督管理を強化する一方、人民币クロスボーダー収支情報管理システムを確立し、クロスボーダー貿易人民币決済に関係する各種情報を都度収集し且つ長期間保存し、人民币クロスボーダー収支に対し統計、分析、モニタリングを行う。</p> <p>3、問：パイロット地区は如何に確定されるか？</p> <p>答：2008年、上海市と広東省政府は前後して当該地においてクロスボーダー貿易人民币決済試行を展開することを希望すると國務院に提出した。上海市と広東省が企業の選択と関連政策等の方面において準備が比較的十分であったことを鑑み、國務院は上海市と広東省内の広州、深圳、珠海と東莞の四都市で試行業務を率先して行うことを認可した。同時に、域外テスト地域範囲を暫定的に香港マカオ地区とアセアン国家と明確にした。</p> <p>4、問：パイロット企業は如何に選択されるか？</p> <p>答：『弁法』の要求に基づき、パイロット地区の省レベル人民政府は当該地の関係部門と協力してクロスボーダー人民币決済のパイロット企業を推薦することに責任を負い、その後人民銀行は財政部、商務部、税関総署、税務総局、銀监会等の関係部門とともに審査を行い、国際決済業務の経験が豊富で、財政、商務、税関と外貨管理の各種規定を遵守し、信用良好な企業を選択して試行に参加させる。パイロット企業は、事実通りに登録され、真実の出資且つ所在する省市において実際の営業場所を有し、クロスボーダー貿易人民币決済の各種の具体的な規定を遵守しなければなら</p>
--	---



5、問：试点企业使用人民币进行跨境贸易结算能享受出口退税吗？企业在办理海关报关和出口退税方面应遵守什么规定？

答：使用人民币结算的出口贸易，按照有关规定享受出口货物退（免）税政策。试点企业在办理以人民币结算的跨境贸易报关和出口货物退（免）税时不需提供外汇核销单。具体出口货物退（免）税管理办法由国务院税务主管部门制定。

试点企业如违反国家有关规定，将依法处罚，并取消其试点资格。试点企业有关跨境贸易人民币结算的违法违规信息，将录入有关部门共享的人民币跨境收付信息管理系统和人民银行企业信用信息基础数据库。

6、問：试点企业在开办跨境贸易人民币结算业务中还应遵守哪些具体规定？

答：试点企业应当确保跨境贸易人民币结算的贸易真实性，建立跨境贸易人民币结算台账，准确记录进出口报关信息和人民币资金收付信息。

对于跨境贸易人民币结算项下涉及的国际收支交易，试点企业应当按照有关规定办理国际收支统计申报。

い。

5、問：パイロット企業が人民元を使用してクロスボーダー貿易決済を行う場合に輸出税額還付を享受することができるのか？企業は税関の通関と輸出税額還付の方面において何の規定を遵守しなければならないか？

答：人民元決済を使用する輸出貿易は、関係する規定に従い輸出税額還付（免除）政策を享受する。パイロット企業が人民元決済によりクロスボーダー貿易の通関と輸出貨物税額還付（免除）を行う際、外貨核銷単を提出する必要はない。具体的な輸出税額還付（免除）管理方法は国务院稅務主管部門が制定する。

パイロット企業が国家の関係規定に違反した場合、法により処罰し、且つその試行資格を取り消す。パイロット企業のクロスボーダー貿易人民元決済に関する違法情報は、関係部門が共有する人民元クロスボーダー収支情報管理システムと人民銀行の企業信用情報基礎データベースに入力する。

6、問：パイロット企業がクロスボーダー貿易人民元決済業務を開始する際にはどの具体的な規定を遵守しなければならないか？

答：パイロット企業はクロスボーダー貿易人民元決済の貿易真实性を確保し、クロスボーダー貿易人民元決済の台帳を確立し、輸出入通関情報と人民元資金収支情報を正確に記録しなければならない。

クロスボーダー貿易人民元決済に係わる国際収支取引について、パイロット企業は関係規定に従い国際収支統計申告を行わなければならない。



<p>7、问：符合什么条件的境内商业银行可以提供跨境贸易人民币结算服务？</p> <p>答：境内具有国际结算能力、为试点企业开户或为境外商业银行开立同业往来账户的境内商业银行可以为试点企业提供跨境贸易人民币结算服务。试点初期，由于准备情况存在差异，会出现部分银行不能马上开办跨境贸易人民币结算业务的情况。</p> <p>8、问：什么是境内结算银行？境内结算银行办理什么业务？履行什么职责？</p> <p>答：境内具有国际结算能力、为试点企业开户的银行称为“境内结算银行”。</p> <p>境内结算银行应遵守人民币贸易结算的有关规定，为试点企业提供跨境贸易人民币结算服务。主要规定包括：</p> <p>(1) 按照人民银行规定，对交易单证的真实性及其与人民币收支的一致性进行合理审查。境内结算银行应当按照反洗钱的有关规定，采取有效措施，了解客户及其交易目的和交易性质，了解实际控制客户的自然人和交易的实际受益人，妥善保存客户身份资料和交易记录，确保能足以重现每项交易的具体情况。</p> <p>(2) 对于人民币跨境贸易结算项下涉及的</p>	<p>7、問：何の条件に合致する域内商業銀行がクロスボーダー人民元決済業務を提供することができるのか？</p> <p>答：域内で国際決済能力を有し、パイロット企業のために口座を開設する或いは域外商業銀行のためにノストロ口座を開設する域内商業銀行は、パイロット企業のためにクロスボーダー貿易人民元決済サービスを提供することができる。試行初期においては、準備状況に差異が存在するため、一部の銀行はすぐにクロスボーダー貿易人民元決済業務を開始できない状況もあり得る。</p> <p>8、問：域内セトルメント銀行とは何か？域内セトルメント銀行はどのような業務を行うのか？どのような職責を履行するのか？</p> <p>答：域内で国際決済能力を有し、パイロット企業のために口座を開設する銀行を「域内セトルメント銀行」という。</p> <p>域内セトルメント銀行は、人民元貿易決済の関係規定を遵守し、パイロット企業のためにクロスボーダー貿易人民元決済サービスを提供しなければならない。主な規定は以下を含む。</p> <p>(1) 人民銀行の規定に従い、取引証憑の真実性及び人民元収支との一致性に対し合理的な審査を行う。域内セトルメント銀行はアンチマネーロンダリングの関係規定に従い有効な措置を講じ、顧客及びその取引目的と取引性質を掌握し、実際に顧客を支配する事前人と取引の実際の受益者を掌握し、顧客の確認資料と取引記録を適切に保存し、各取引の具体的な状況を再現できるよう確保しなければならない。</p> <p>(2) 人民元クロスボーダー貿易決済に係わる国</p>
--	---



国际收支交易，按照有关规定办理国际收支统计申报。按照外债统计监测的有关规定对人民币跨境贸易项下涉及的居民对非居民的负债办理外债登记，但不纳入外债管理。

(3) 应按人民银行相关要求接入人民币跨境收付信息管理系统并报送人民币跨境收付信息。

9、问：什么是境内代理银行？境内代理银行办理什么业务？履行什么职责？

答：境内代理银行是指为境外商业银行（即境外参加银行）开立人民币同业往来账户的境内商业银行。境内代理银行可以同时作为境内结算银行，为试点企业办理人民币结算业务。

境内代理银行可以与境外参加银行签订人民币代理结算协议，为其开立人民币同业往来账户，代理境外参加银行进行跨境贸易人民币支付。境内代理银行可以对境外参加银行开立的账户设定铺底资金要求，并可为境外参加银行提供铺底资金兑换服务。境内代理银行可以依境外参加银行的要求在限额内购售人民币，境内代理行的购售限额由人民银行确定。境内代理银行可以为在其开有人民币同业往来账户的境外参加银行提供人民币账户融资，用于满足账户头寸临时性需求，境内代理行的融资额度与期限由人民银行确定。

際収支取引について、関係規定に従い国際収支統計申告を行う。外債統計モニタリングの関係規定に従い人民元クロスボーダー貿易に係わる居住者の非居住者に対する負債は外債登記を行うが、但し外債管理には組み入れない。

(3) 人民銀行の関連要求により人民元クロスボーダー収支情報管理システムに接続し且つ人民元クロスボーダー収支情報を報告送付する。

9、問：域内エージェント銀行とは何か？域内エージェント銀行はどのような業務を行うのか？どのような職責を履行するのか？

答：域内エージェント銀行とは、域外商業銀行（即ち域外参加銀行）のために人民元ノストロ口座を開設する域内商業銀行を指す。域内エージェント銀行は同時に域内セトルメント銀行として、パイロット企業のために人民元決済業務を行うことができる。

域内エージェント銀行は域外参加銀行と人民元代理決済協議を締結し、人民元ノストロ口座を開設し、域外参加銀行を代理してクロスボーダー貿易人民元支払を行うことができる。域内エージェント銀行は域外参加銀行の開設する口座に対し保証資金の要求を設定することができ、且つ域外参加銀行のために保証資金両替サービスを提供することができる。域内エージェント銀行は域外参加銀行の要求により限度額内において人民元を購入販売することができるが、域内エージェント銀行の購入販売限度額は人民銀行が確定する。域内エージェント銀行は開設されたノストロ口座の域外参加銀行のために人民元口座融資を提供することができ、口座ポジションの臨時のニーズに満たすことに用いることができるが、融資限度額と期限は中国人民銀行が確定する。



境内代理銀行需遵守人民币貿易結算的有關規定，主要規定包括：

(1) 應按規定將人民币代理結算協議和人民币同業往來賬戶報中國人民銀行當地分支機構備案。

(2) 需按照反洗錢和反恐融資的有關規定，採取有效措施，了解客戶及其交易目的和交易性質，了解實際控制客戶的自然人和交易的实际受益人，妥善保存客戶身份資料和交易記錄，確保能足以重現每項交易的具体情况。

(3) 辦理購售人民币業務時，應按照規定進行購售人民币統計。

(4) 對於人民币跨境貿易結算項下涉及的国际收支交易，按照有關規定辦理国际收支統計申報。同時，按照外債統計監測的有關規定對人民币跨境貿易項下涉及的居民對非居民的負債辦理外債登記，但不納入外債管理。

(5) 應按人民銀行相關要求接入人民币跨境收付信息管理系统并报送人民币跨境收付信息。

10、問：商業銀行如何進行人民币跨境清算？有哪些清算渠道可供選擇？

答：人民币跨境清算可自由選擇兩條路徑，一是通過香港、澳門地區人民币業務清算行進

域內エージェント銀行は人民币貿易決済の關係規定を遵守する必要があるが、主な規定は以下を含む。

(1) 規定により人民币代理決済協議と人民币ノストロ口座を中國人民銀行の当該地分支機構に報告し届け出なければならない。

(2) アンチマネーロンダリングとアンチテロ融資の關係規定に従い、有効な措置を講じ、顧客及びその取引目的と取引性質を掌握し、実際に顧客を支配する自然人と取引の實際の受益者を掌握し、顧客の確認資料と取引記録を適切に保存し、各取引の具体的な状況を再現できるよう確保する必要がある。

(3) 人民币購入販売の業務を行う際、規定に従い人民币購入販売の統計を行わなければならない。

(4) 人民币クロスボーダー貿易決済に係わる国際收支取引について、關係規定に従い国際收支統計申告を行う。外債統計モニタリングの關係規定に従い人民币クロスボーダー貿易に係わる居住者の非居住者に対する負債は外債登記を行うが、但し外債管理には組み入れない。

(5) 人民銀行の関連要求により人民币クロスボーダー収支情報管理システムに接続し且つ人民币クロスボーダー収支情報を報告送付する。

10、問：商業銀行は人民币クロスボーダー清算を如何に行うのか？どの清算ルートを選択できるのか？

答：人民币クロスボーダー清算は2つのルートから自由に選択することができる。一つ目は香港、



行人民币资金的跨境结算和清算；二是通过境内商业银行代理境外商业银行进行人民币资金的跨境结算和清算。

经人民银行和香港、澳门金融管理局认可，已加入人民银行大额支付系统并办理港澳人民币清算业务的商业银行为港澳人民币清算行（以下简称“清算行”）。目前，香港地区的人民币清算行是中国银行（香港）有限公司，澳门地区人民币清算行是中国银行（澳门）有限公司。

11、问：开展跨境贸易人民币结算试点后，港澳人民币清算行的作用有什么变化？

答：港澳人民币业务开办以来，业务涉及存款、兑换、汇款、银行卡、人民币支票、人民币债券等方面。跨境贸易人民币结算试点的推出，将扩大清算行的清算业务范围。清算行还可以向经国务院批准纳入试点范围的境外国家和地区，如港澳地区和东盟国家，提供跨境贸易人民币结算和清算服务。

人民银行将根据《办法》，与清算行重新签署有关人民币业务的清算协议，明确港澳人民币清算行提供跨境贸易人民币结算和清算服务的有关内容。港澳人民币清算行还可以按照人民银行的有关规定从境内银行间外汇市场、银行间同业拆借市场兑换人民币和拆借资金。

マカオ地区の人民元業務クリアリング銀行を通じて人民元資金のクロスボーダー決済と清算を行うルート。二つ目は域内商業銀行が域外商業銀行を代理することを通じて人民元資金のクロスボーダー決済と清算を行うルート。

人民銀行と香港、マカオ金融管理局の認可を経て、人民銀行の大口支払システムに既に参加し且つ香港マカオの人民元クリアリング業務を行っている商業銀行を香港マカオの人民元クリアリング銀行（以下、クリアリング銀行という）とする。現在のところ、香港地区の人民元クリアリング銀行は中国銀行（香港）有限公司であり、マカオ地区の人民元クリアリング銀行は中国銀行（マカオ）有限公司である。

11、問：クロスボーダー貿易人民元決済試行を展開した後、香港マカオの人民元クリアリング銀行の機能はどのように変化するのか？

答：香港マカオの人民元業務開始以来、業務は預金、両替、送金、バンクカード、人民元小切手、人民元債券等の方面に係わっている。クロスボーダー貿易人民元決済試行の登場は、クリアリング銀行の清算業務範囲を拡大する。クリアリング銀行は国务院の認可を経て試行範囲に組み入れられた域外の国家と地区、例えば香港マカオ地区とアセアン国家に、クロスボーダー貿易人民元決済と清算サービスを提供することができる。

人民銀行は『弁法』に基づき、クリアリング銀行と人民元業務に係る清算協議を改めて締結し、香港マカオの人民元クリアリング銀行のクロスボーダー貿易人民元決済と清算サービスに係る内容を明確化する。香港マカオの人民元クリアリング銀行は人民銀行の関係規定に従い、域内のインターバンク外貨市場、インターバンク市場



<p>12、問：境外企业人民币资金短缺时能方便地获得人民币贸易融资吗？</p> <p>答：境内结算银行可以在境外企业人民币资金短缺时按照有关规定逐步提供人民币贸易融资服务。</p> <p>13、問：试点企业的人民币资金是否可以存放境外？</p> <p>答：为满足企业实际要求，试点企业可以将出口人民币收入存放境外，但应通过境内结算银行向人民银行当地分支机构备案。</p> <p>貨物出口后 210 天时，试点企业未将人民币货款收回境内的，应当在 5 个工作日内通过其境内结算银行向人民币跨境收付信息管理系统报送该笔货物的未收回货款的金额及对应的出口报关单号，并向其境内结算银行提供相关资料。</p> <p>试点企业应当选择一家境内结算银行作为其跨境贸易人民币结算的主报告银行，由主报告银行负责提示试点企业履行相关信息报送和备案义务。</p> <p>14、問：为推进跨境贸易人民币结算，人民银行与港、澳金融管理局建立了何种合作机制？</p> <p>答：为做好内地与港澳之间通过清算渠道进行的跨境贸易人民币结算试点工作，人民銀</p>	<p>から人民元と調達資金を両替することができる</p> <p>12、問：域外企業の人民元資金が不足する際、人民元貿易融資を容易に得られるのか？</p> <p>答：域内セトルメント銀行は域外企業の人民元資金が不足する際に関係規定に従い逐次人民元融資サービスを提供することができる。</p> <p>13、問：パイロット企業の人民元資金は域外に存置できるか否か？</p> <p>答：企業の実際のニーズを満たすため、パイロット企業は輸出の人民元収入を域外に存置できるが、但し域内セトルメント銀行を通じて人民銀行の当該地分支機構に届出しなければならない。</p> <p>貨物輸出後 210 日でも、パイロット企業が未だ人民元貨物代金を域内に回収していない場合、5 営業日以内に域内セトルメント銀行を通じて当該貨物の未回収貨物代金の金額及び対応する輸出通関申告書番号を人民元クロスボーダー収支情報管理システムに報告送付し、且つ域内セトルメント銀行に関連資料を提出しなければならない。</p> <p>パイロット企業は、一つの域内セトルメント銀行をクロスボーダー人民元決済の主報告銀行として選択し、主報告銀行は当該パイロット企業が上述の情報の報告送付と届出義務を履行するよう注意喚起する責任を負う。</p> <p>14、問：クロスボーダー貿易人民元決済を推進するため、人民銀行と香港、マカオ金融管理局はどのような協力体制を確立したのか？</p> <p>大陸と香港マカオ間の清算ルートを通じて行うクロスボーダー貿易人民元決済試行業務を十分に</p>
---	--



行会与香港金融管理局、澳门金融管理局签订合作备忘录，明确各自的监管职责范围，对港澳银行办理跨境贸易人民币结算和清算进行监管并相互配合。

人民银行行长周小川和香港金融管理局总裁任志刚已于 2009 年 6 月 29 日签署了补充合作备忘录。与澳门金管局的相关备忘录将视澳门跨境贸易人民币结算试点工作进程择机签订。

15、问：试点期间执法检查的具体规定是什么？

答：试点期间，由人民银行对境内结算银行、境内代理银行、试点企业开展跨境贸易人民币结算业务的情况进行检查监督。发现境内结算银行、境内代理银行、试点企业违反有关规定的，依法进行处罚。同时，人民银行将会同财政部、商务部、海关总署、税务总局、中国银监会、外汇局等相关部门建立信息共享和管理机制，加大事后检查力度，形成对跨境贸易人民币结算试点工作的有效监管。

行うため、人民銀行は香港金融管理局、マカオ金融管理局と協力備忘録を締結し、各自の監督管理の職責範囲を明確化し、香港マカオの銀行が行うクロスボーダー貿易人民元決済と清算に対し監督管理を行い且つ相互に協力する。

人民銀行行長の周小川と香港金融管理局総裁の任志剛は既に 2009 年 6 月 29 日に補充協力備忘録に署名した。マカオ金融管理局との関連する備忘録はマカオクロスボーダー貿易人民元決済試行業務の進捗を見ながら機を捉えて締結される。

15、問：テスト期間の法律執行検査の具体的な規定は何か？

答：テスト期間において、人民銀行は域内セトルメント銀行、域内エージェント銀行、パイロット企業の展開するクロスボーダー貿易人民元決済業務の状況に対し検査監督を行う。域内セトルメント銀行、域内エージェント銀行、パイロット企業に關係規定違反があることを発見した場合、法により処罰を行う。同時に、人民銀行は、財政部、商務部、税関総署、税務総局、銀监会、外管局等の関連部門とともに必要な情報共有と管理体制を確立し、事後検査に重点を置き、クロスボーダー貿易人民元決済試行業務の有効な監督管理を形成する。

【日本語仮訳：三菱東京 UFJ 銀行（中国）有限公司 商品開発部】